

介護医療院許可申請の手引き

《目次》

- 1 許可要件の概要
- 2 申請の流れ
- 3 申請に必要な書類
- 4 その他
- 5 お問い合わせ・申請書類提出先

1 許可要件の概要

介護医療院の開設許可には、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 申請者が法人かつ、その代表者及び役員が暴力団関係者でないこと。

- 法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。
- 法人の代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないものとします。

(2) 以下の人員を配置すること。

①管理者

- 常勤・専従の管理者を置かなければなりません。
- 管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

②医師

- 常勤換算方法で、I 型入所者の数を 48 で除して得た数に、II 型入所者の数を 100 で除した数を加えて得た数以上の配置が必要です。
- ※その数が 3 に満たないときは 3 と、その数に 1 に満たない数が生じたときは、その端数は 1 として計算します。
- ※介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあつては、入所者の数を 100 で除した数以上（その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算）とします。
- 医療機関併設型介護医療院の場合、常勤換算方法で、I 型入所者の数を 48 で除した数に、II 型入所者の数を 100 で除した数を加えて得た数以上の配置が必要です。
- 併設型小規模介護医療院の場合、併設される医療機関により当該医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合にあつては、医師を置かないことができます。
- 複数の医師が勤務する形態にあつては、このうち 1 人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければなりません。

③薬剤師

- 常勤換算方法で、I 型入所者の数を 150 で除した数に、II 型入所者の数を 300 で除した数を加えて得た数以上の配置が必要です。
- 併設型小規模介護医療院の場合、併設される医療機関の職員（病院にあつては、医師又は薬剤師。診療所の場合にあつては、医師とする。）により当該施設の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合にあつては、置かないことができます。

④看護職員（看護師，准看護師）

○常勤換算方法で，介護医療院の入所者の数を6で除した数以上の配置が必要です。

⑤介護職員

○常勤換算方法で，Ⅰ型入所者の数を5で除した数に，Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上の配置が必要です。

○併設型小規模介護医療院の場合，常勤換算方法で，当該医療院の入所者数の入所者数を6で除した数以上の配置が必要です。

○介護職員の数を算出するに当たっては，看護職員を介護職員とみなして差し支えありません。ただし，この場合の看護職員については，人員の算出上，看護職員として数えることはできません。

⑥理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士

○介護医療院の実情に応じた適当数の配置が必要です。

○併設型小規模介護医療院の場合，併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の理学療法士等により，併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により，当該医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができます。

⑦栄養士

○入所定員100以上の施設にあつては，常勤の者が1以上の配置が必要です。

○同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより，栄養指導等の業務に支障がない場合には，兼務職員をもって充てても差し支えありません。

なお，100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきですが，併設型小規模介護医療院の併設医療機関に配置されている栄養士によるサービス提供が，当該医療院の入所者に適切に行われると認められるときは，これを置かないことができます。

⑧介護支援専門員

○常勤・専従の介護支援専門員が1人以上必要です。（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とし，増員分は非常勤でも可）

○併設型小規模介護医療院の場合，当該医療院の設置形態等の実情に応じた適当数の配置が必要です。

○入所者の処遇に支障がない場合は，当該施設の他の職務に従事することは可能です。

この場合，兼務を行う当該介護支援専門員の配置により，介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に，兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も，当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができます。

ただし，居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。

⑨診療放射線技師

○介護医療院の実情に応じた適当数の配置が必要です。

○併設施設との職員の兼務を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあつては，配置しない場合があつても差し支えありません。

⑩調理員，事務員その他の従業者

○介護医療院の実情に応じた適当数の配置が必要です。

※調理員，事務員等については，併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適切なサービスを確保できる場合にあつては，配置しない場合があつても差し支えありません。

ん。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

○次の施設・設備を設けること。（詳細は水戸市条例を参照してください。）

- ・療養室（入所者1人当たり8㎡以上）
- ・診察室
- ・処置室
- ・機能訓練室（40㎡以上）
- ・談話室
- ・食堂（入所者数×1㎡以上）※調理台，洗面器等の面積を除く。
- ・浴室
- ・レクリエーション・ルーム
- ・洗面所
- ・便所
- ・サービス・ステーション
- ・調理室
- ・洗濯室又は洗濯場
- ・汚物処理室
- ・事務室（入所者を処遇する場所と明確に区画）

○廊下幅は1.8m（中廊下は2.7m）以上とすること。

○入所者の処遇に充てられる場所については，入所者の円滑な移動に配慮すること。

○入所者の処遇に充てられる場所を2以上の階に分けて設ける場合は，1基以上エレベーターを設けること。

○消火設備（消火器，スプリンクラー等）その他非常災害に際して必要な設備を設けること。

②運営基準

運営基準については，水戸市条例を参照してください。

2 申請の流れ

(1) 事前協議

○施設設備の改修が必要な場合や施設として不適な場合がありますので，必ず事前協議で当該建物が許可基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。

○事前協議は，市担当（介護保険課管理係 電話 029-297-1018）に御予約のうえ，「施設周辺の住宅地図」と「施設の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等を御持参願います。

※事前に市の高齢福祉課，建築指導課，消防本部，水戸市保健所等と調整したうえで御連絡ください。

○建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが，必ず事業を実施する事業主が，事業内容を御説明願います。

○事業所予定地周辺に民家等がある場合，事前に周辺への説明をきちんと行って理解を得てください。

(2) 申請書提出

○電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の1か月前までに、全ての申請書類及び許可申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ許可の処理を行い通知します。

○申請受付後、審査のうえ問題がなければ許可の処理を行い通知します。

○書類に不備がある場合等は、審査期間が1か月を超える場合があります。

○申請に修正しがたい不備がある場合又は許可が適当でないと認められる場合等は、申請書類を返戻する場合があります。また、許可の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめ御了承ください。

○介護保険サービスの実施に当たり、所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

3 申請に必要な書類

(1) 指定申請書（様式第1号）

(2) 付表 15 介護医療院の記載事項

(3) 添付書類

申請者の登記事項証明書又は条例等

登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく介護医療院を実施する旨が規定されていることが必要です。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

職員の資格証の写し及び雇用関係を確認できる書類

・資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。なお、資格証写しの裏面に本人の署名、押印が必要です。

・従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

平面図（参考様式3）の写真

用途、面積、備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があればそれに加筆して提出しても差し支えありません。

設備等に係る一覧表（参考様式5）

基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

併設する施設の概要

施設を共用利用する場合の利用計画

施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）

運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその

合計数)

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 苦情の処理手順及び窓口(市独自)

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)

事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

法人の会計年度で作成する場合は、当該事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。

損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類(損害保険証書の写し等)

協力医療機関及び協力歯科医療機関の概要及び契約の内容に関する書類

緊急時に対応可能な医療機関(事業所から近距離にあることが望ましい)及び協力歯科医療機関と協力体制をとり、その契約書等の写し及び当該医療機関等の概要を記載した書類を提出してください。

誓約書(参考様式16)

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧【参考様式10】

建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証(建築物等検査済証)

消防法施行規則第31条の3第4項の規定により交付された検査済証(消防用設備等検査済証)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、添付書類(加算の種別ごとに必要な書類)

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

【参考】

○厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。

○福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>

全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。

○例規集

水戸市HPより、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2) 事業者の許可等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- ・事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお越しください。
- ・申請者の独自判断によって、許可前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、許可基準を満たさない場合は、許可できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。